

市
民
税
県
民
税

申告が始まります

申告期間 **2月9日(月) ▶ 3月16日(月)**

平成21年度に納めていただく市民税・県民税の申告を2月9日(月)から3月16日(月)まで、各地区の会場(4・5ページ参照)で受け付けます。

申告が必要なかたには、1月下旬に「平成21年度分市民税・県民税申告書」をお送りしています。同封している「申告の手引き」をよく読み、正しく記入して申告してください。なお、税務署に所得税の確定申告をするかたは、この申告は不要です。

市民税課個人市民税担当 ☎(866)2055
河辺市民センター税務班 ☎(882)5171
雄和市民センター税務班 ☎(886)5540



申告が必要なかた

平成21年1月1日現在、秋田市に住んでいて、次の①～④のいずれかにあてはまるかた

- ①平成20年中に次の所得があったかた：自営業や農業などの事業による所得、地代や家賃などの不動産による所得、非上場株式の配当所得、生命・損害保険の満期・解約による一時所得、個人年金・原稿料・講演料などの雑所得、土地・建物などの譲渡所得など
- ②公的年金を受給しているかたで、所得控除を受けようとするかた

※公的年金から所得税が引き落とし(源泉徴収)されている場合は、税務署に確定申告が必要です

- ③サラリーマン(パート・アルバイトを含む)で、次のいずれかにあてはまるかた
 - ・平成20年中に退職し、その後再就職していないかた
 - ・年末調整に間に合わなかったり、付け忘れた所得控除を受けようとするかた
- ④平成20年中に所得はないが、税に関する証明書や申告書の写しが必要なかた

申告が不要なかた

税務署に所得税の確定申告をするかた：確定申告については、5ページをご覧ください

申告に必要なもの

- にチェックしよう！
- 印鑑と申告書：申告書は会場にも用意しています
- 給与、公的年金などの所得があったかたは、平成20年分の源泉徴収票
- 事業や不動産による所得があったかたは、収入と必要経費などがわかる帳簿類、領収書など：収支内訳書で、事前に計算してください
- 農業による所得があったかたは、農協などからの平成20年産米穀売渡証明書と各種証明書(抛出金、補償金など記載のもの)：収支内訳書で、事前に計算してください
- 配偶者に所得があったかたは、その所得がわかる書類
- 平成20年中に支払った国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料・介護保険料の領収書、医療費の領収書と保険金などで補てんされた金額が分かるもの、生命保険・地震保険などの控除証明書
- 障害者控除を受けるかたは、障害者手帳または障害者控除対象者認定証。いずれも写し可



申告会場と日程は4ページから

3月16日
まで!



平成18年末までに入居し、住宅ローンがあるかた

住宅ローン控除の申告を

税源移譲によって所得税額が減ったため、所得税から住宅ローン控除を引ききれない場合があります。

そこで、税源移譲の前後で負担が変わらないよう、税源移譲により所得税で控除できなかった分が翌年度の住民税から控除されます(税の還付ではなく減額です)。今回の申告で減額されるのは平成21年度分の市・県民税です。

対象 平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている①か②のかた

① 平成20年分給与所得の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が「所得控除の額の合計額」より大きく、「源泉徴収額」が「0円」のかた

給与所得の源泉徴収票	
氏名	(受給者番号)
フリガナ	(フリガナ)
職名	(職名)
給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
3466400	2070000
源泉徴収額	0

給与所得の源泉徴収票

② 所得税の確定申告書(AかB)の「所得金額の合計額(Aなら⑤・Bなら⑨)」が「所得から差し引かれる金額の合計額(A②・B②⑤)」より大きく、「A②・B②⑦」から「住宅借入金等特別控除(A②④・B③④)」を引いた額が0円以下のかた

※配当控除などがある場合は対象にならないことがあります

所得税の確定申告書A

申告方法

① 市町村民税の住宅借入金等特別税額控除申告書を入手

対象①のかたは「年末調整で住宅借入金等特別税額控除の適用を受け、所得税の確定申告書を提出しない納税者用」の申告書を、対象②のかたは「所得税の確定申告書を提出する納税者用」の申告書を使います。

※平成20年度分の住宅借入金等特別税額控除申告書を提出したかたに、平成21年度分の申告書を1月下旬に郵送しています。

申告書は次の窓口で：市民税課、土崎・新屋支所、アルヴェ市民サービスセンター、河辺・雄和市民センター

※市ホームページからも入手できます
<http://www.city.akita.akita.jp/city/hn/pvt/>

② 申告書(対象①のかたは源泉徴収票も)を市民税課に提出

3月16日(月)まで、郵送または直接、〒010-8560 秋田市役所市民税課

☎(0866)20055

※4〜5ページに掲載している申告会場にも提出できるほか、対象②のかたは、確定申告書と一緒に税務署へ提出することもできます。

知っておきたい!

市・県民税のしくみ

市・県民税の所得割額は、収入から必要経費と所得控除などを引いた「課税所得」に10%の税率をかけた後、税額控除を引いて出すんだ。自分が受けることができる控除は忘れずに申告しよう!



配偶者のパート収入は、その金額が96万5千円以下であれば、配偶者自身に市・県民税はかかりません

